

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|--|
| <p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3 月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第1条の6 略</p> <p>(公園の名称等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 明野ヶ丘公園の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場及び幕別運動公園野球場については、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(平成17年条例第142号)に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例(平成17年条例第23号)に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。</p> <p>第3条～第20条 略</p> | <p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3 月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第1条の6 略</p> <p>(公園の名称等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 明野ヶ丘公園の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場及び幕別運動公園野球場については、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(平成17年条例第142号)に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例(平成17年条例第23号)に、<u>幕別町ナウマン公園キャンプ場</u>については、<u>幕別町ナウマン公園キャンプ場条例(令和4年条例第 号)</u>に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。</p> <p>第3条～第20条 略</p> |